

答申第 1134 号

諮問第 1789 号

件名：教養月間実施結果の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、教養月間実施結果（令和 5 年 4 月分）（請求日現在、愛知県稲沢警察署で管理するもの）の一部開示決定において、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 5 年 12 月 6 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和 6 年 1 月 12 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受理

令和 5 年 12 月 6 日、審査請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）に来庁し、行政文書開示請求書を提出した。

審査請求人が提出した請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記入内容は以下のとおりである。

① 青少年健全育成のための文書

② 愛知県警察においては、不祥事で逮捕者が多数発生している。このようなことが発生しないための文書。（再発防止策）

（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

これらの記載は抽象的かつ網羅的な内容であり、請求対象となる行政文書を特定するに足りない内容であったため、後日請求の趣旨を確認し所要の補正を行った結果、①の内容については請求を取りやめ、

②については

教養月間実施結果（非違事案防止に関するもの）

令和5年度分

（請求日現在 稲沢警察署で保管のもの）

と補正された（以下、この請求内容を「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件請求対象文書の特定と一部開示決定

教養月間実施結果は、愛知県警察教養規程（平成13年愛知県警察本部訓令第35号）第18条第2項に基づき、教養実施責任者が職場教養の実施結果を月ごとに教養責任者である警務部長に報告する際に作成され、その報告要領等は、愛知県警察教養規程の運用（平成14年務教発甲第22号）9及び別記様式で定められている。そして、結果報告内の教養の概要欄に非違事案防止に係る教養内容が含まれているため、対象文書と特定した。

本件開示請求の対象を確認したところ、多量の文書が請求対象に該当し、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったため、条例第13条を適用し、令和5年12月26日付けで、開示決定等の期間の特例を通知した。

そして、令和5年分の教養月間実施結果のうち、令和5年4月分（以下、この4月分を「本件対象文書」という。）について45日以内に開示する相当の部分とし、条例第7条第2号に定める不開示情報が含まれていたため、条例第11条第1項に基づき、本件処分を行った。

イ 本件処分に係る不開示情報

条例第7条第2号該当性

本件対象文書中の警部補の階級にある警察官を特定できる部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ところで、同号ただし書は、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号。以下「規則」という。）第3条の2により、警部補以下の階級にある職員をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。

また、当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定さ

れている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、条例第7条第2号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、対象文書中の不開示部分に記載された稲沢警察署員の氏名のうち、審査請求人本人が氏を知り得ている警察職員の氏について、審査請求人にとって「既知の情報」であるため開示すべき旨主張しているようである。

しかしながら、条例は、開示請求者が誰であるかといった個別的事情を考慮して不開示情報の該当性判断をすることを予定しておらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断されるものであるから、たとえ審査請求人が個別的事情により不開示情報を知り得ていたとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は別記のとおりであり、本件行政文書は、稲沢警察署長が令和5年4月に実施した職場教養の結果を愛知県警察本部警務部長に報告した文書である。

(2) 本件審査請求について

処分庁は、本件行政文書のうち、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名について不開示とする本件行政文書の一部開示決定をしたところ、審査請求人から同決定の取消しを求める本件審査請求が提起されたものである。

よって、本件不開示部分が不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

(3) 条例第7条第2号該当性について

当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、「実施者（氏名）」欄に警部補の階級にある警察官の氏名が記載されていることが認められた。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、規則第3条の2に定める警部補及び同相当職の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書ハの適用を除外されている。よって、処分庁が不開示とした警部補の階級にある警

察官の氏名は、同号ただし書ハに該当しない。

なお、仮に稲沢警察署の警務係長及び住民サービス係長の氏が審査請求人にとって既知の情報であったとしても、条例は行政文書に記録された情報が不開示情報に該当するか否かを当該行政文書の開示請求者との関係において個別的、具体的に判断した上でその開示の可否を決定すべきものとする仕組みを採用しておらず、当該情報が広く一般に開示されることを前提に、当該情報の内容、性質等から社会通念に照らしてこれを判断すべきであるから、稲沢警察署警務係長及び住民サービス係長の氏が審査請求人にとって既知の情報であるか否かによって開示不開示の判断が変わるものではない。

その他、これらの者の氏は、同号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

教養月間実施結果令和5年度分（非違事案防止に関するもの）（請求日現在稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 4 . 1 0	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 1 2 . 1 7 (第 697 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 1 . 2 3 (第 699 回審査会)	審議
7 . 2 . 2 6	答申